

「消費者生活センター」を称するはがきに要注意！

今月に入り、県内において、「消費者生活センター」を称する差出人から、特殊詐欺（架空請求詐欺）と思われる「消費者確認通知」と題する身に覚えのないはがきが自宅に届いたとの相談が相次いでいます。

またそのほかにも、「法務省管轄支局」や「地方裁判所管理局」など、公的機関のような名称を使用したはがきも多数送付されています。

今後、同様のはがきを送付される可能性がありますので、十分注意してください。

実際に送付されているはがき

消費者確認通知

平成31年 管理番号 (フ) 第 361 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された当株式会社に対しての契約不履行に当該会社が裁判所に提訴された事を報告致します。

当株式会社につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則的にご本人様からご連絡をお願い致します。

尚、故意にご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされる事例御座いますので十分ご注意ください。

※ 万が一身に覚えが無い場合、不正に個人情報を悪用されている事も考えられますので早急にご連絡をお願い致します。

取り下げ期日 2019/4/5

受付時間 9:00～17:30 (土・日・祭日を除く)

03-

〒105-0022 東京都港区

消費者生活センター

～はがきの特徴～

- 「契約不履行」、「裁判所に提訴」等の言葉が使われている。
- 「消費者生活センター」と、公的機関のような名称を使用している。
- 取り下げ期日等を記載し、不安を煽る。

要注意！！

公的機関のような名称を使用している！

～被害防止のポイント～

- 1 記載された連絡先には絶対に連絡しないでください！
- 2 お金を請求するはがきや封書、メールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談しましょう！

